

近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細(目標15)

No	事業名	【事業開始年月～事業終期年月】			SDGs該当目標	事業目標（指標）	事業概要
		過去	現在 H29 年度	未来			
1	近江八幡市第1次総合計画策定事業 【平成29年4月～次期改定まで】		★	★	                	生活環境・都市基盤・教育・文化・産業・経済・健康福祉・人権・総務など、市の最上位計画として各分野の方針や基本計画を明確にする。加えて、SDGsの17の目標も視野にグローバルな観点をも取り入れたユニークな計画とする。本事業は「基本構想」と「基本計画」から構成し、「基本構想」は、地方自治法に基づき定められる近江八幡市のまちづくりに関する基本的な考え方と、まちづくりの進め方の基本方向を提示する。「基本計画」は、基本構想を受けて具体的に市政の施策方針を明らかにする実行計画とする。なお、各分野ごとに計画年次等や個別の目標(数値等)を設定し、各目標年次までに事業・業務実施を行うものとする。KPIについても各分野ごとで異なるが、総合的な事業&施策評価のシステムの構築を目標とする。	今日の少子高齢化による地域課題の顕在化や、東日本大震災をはじめ近年の自然災害の大規模化・多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化していることはもとより、他市町の総合計画策定状況や、当市まちづくりの更なる向上と進展を目指す中で、新たな「(第1次)近江八幡市総合計画」を策定する。 策定にあたっては、以下の基本的な視点により取組む。 ①「新市基本計画」の遺伝子を受け継ぎ、個別計画との整合を図り、事業・業務の補強をしながら市の最上位計画の策定を行う。 ②福祉、教育、農業など各個別計画との整合性を重視しながら策定を行う。(都市計画マスタープラン、農村振興基本計画、地域福祉計画、財政計画、人口ビジョン、各まちづくり構想等) ③計画のビジョンを市民へ提案(ワークショップや学区別説明会、フォーラムなど)することにより、官民一体的な構想とする。 ④長期期間(10年間)における市の「基本構想」と「基本計画」を定めることにより、住民が安全で安心して生活でき、「このまちに住んでよかった」と思える住民満足度の向上を図るとともに、自治体の経営戦略としての総合計画の策定を行う。
18	重要文化的景観保存活用事業 【平成18年1月～継続】	★	★	★	  	重要文化的景観地域である西の湖とその周辺の里山、農地を守ることが、琵琶湖の生態系を守ることにつながり、さらには地域で暮らす人々の生計を守っていくことに寄与する。このため、生業を守りつつ、現在の景観についても、現状を維持していく。これを保全していくことにより、文化的景観と共に、生態系の保全にも効果があるうえ、水質保全、森林資源保全の可能性もある。	文化的景観「近江八幡の水郷」は、西の湖と周辺の水郷地帯に広がるヨシ地、里山、伝統的な建物の集落、農地と八幡堀を中心として、人々の営みの中で伝統的な生業が残されてきた。これらの琵琶湖の原風景たる景観を人々の生活を維持しながら、持続可能な形で後世へつなげるため、文化財保護法に基づき、国から全国第1号の重要文化的景観の選定を受け、この景観を保全している。選定地域については、原則生活に係る事業、伝統的な生業を守る以外は水郷風景計画で規制されており、それに準じた内容で重要文化的景観を守り、変更等の規模が大きな内容については、届け出で対応することになる。保全事業に際しては、重要文化的景観地域及びその周辺において人間の営みとともに育まれてきた水辺の景観を後世に引き継ぐため、自主的に取り組んでいる。また「重要文化的景観構成要素」として指定を受けているものについては、次世代に継承するため、修理修景を行い保存を図っている。指定された重要文化的景観構成要素については、国の直接指導を受けて修理修景を実施することで、保存を図っていく。
31	第2次環境実施計画推進事業 【平成29年4月～平成34年3月】		★	★	    	実施施策の進捗管理項目を定め、環境審議会において毎年事務事業評価を行うことにより、継続的に把握し、環境報告書を作成し、公表する。	良好な環境を保全し創造するための基本的な考え方を示す「近江八幡市環境基本条例」に基づき総合的かつ計画的に環境政策を進めるため、平成24年度から33年度の10年間を計画期間とする「近江八幡市環境基本計画」を策定。併せて、基本計画に基づき、市、市民・市民団体、事業者それぞれの取り組みを通じて、『～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～ 近江八幡 持続可能な「水・緑・くらし」』という望ましい環境像が実現できるよう実施施策を定めた「第2次近江八幡市環境実施計画《アクションプラン》」(計画期間：平成29年度から33年度の5年間)を策定し、進捗管理を行う。
53	都市計画事務事業 【昭和48年12月～継続】	★	★	★	    	次の事項を踏まえ、適正な都市計画事務を行う。 ①適時、適切な都市計画審議会の開催 年間4～5回の開催を目安に、案件の発生と諮問時期を見極め、開催事務を適正に履行の上、開催する。 ②区域区分の見直し 提出済みの市案の平成30年3月の県都市計画審議会諮問を目標に、地権者や地元に対する説明会、資料提供、関係機関との調整等を実施する。 ③当市権限による都市計画の適正な決定、変更 集中とスピード感ある手続きの進捗を図り、当市のまちづくりに大きな効果がある都市施設や土地利用方針をニーズや好機を逃さず適正に決定、変更する。 ④証明書等の標準期間内の審査、発行 ⑤最新の情報、技術、知識の取得を目的とした訓練(研修)	当市の住みよいまちづくりに向けた総合的かつ計画的な行政運営を図る上位計画、ならびにその方向性に即応する整備、開発及び保全の方針に基づくまちづくりや土地利用の方針等の実現を目指し、市民と協働で当市の実情に応じ市民目線に立った都市計画を推進することを目的に、次のとおり取組む。 当市の特性を活かしたまちづくりの推進に必要な都市計画に関する諸般の事務を履行する。 ①都市計画審議会の開催 ②区域区分の見直しといった国、県の権限による都市計画の推進 ③都市施設、地区計画等の当市権限による都市計画の適正な決定、変更 ④都市計画上必要な証明の発行

近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細(目標15)

No	事業名	【事業開始年月～事業終期年月】			SDGs該当目標	事業目標（指標）	事業概要
		過去	現在 H29 年度	未来			
54	風景づくり事業 【平成15年～継続】	★	★	★	 	風景づくり事業として、 ①適時、適切な風景づくり委員会の開催 年間3～4回の開催を目安に、案件の発生と諮問時期を見極め、開催事務を適正に履行の上、開催する。 ②地域の特性を活かした風景計画の策定・運用 ・届け出に対する標準期間内の審査、処理 ・近隣景観形成協定地区における修景事業に対する経済的支援の実施ならびに風景づくりに対する市民ニーズへの対応 ③最新の情報、技術、知識の取得を目的とした訓練（研修） 屋外広告物許可業務として、 ①屋外広告物許可 ・標準期間内の審査、許可発行 ・日常ならびにクリーン週間を通して、未申請物件ならびに不適合物件等に対する掲出を指導 ②独自条例制定 ・風景づくり委員会への諮問 ・市民ならびに業界の意見聴取 ・議決等、条例制定に係る庁内手続き履行	市民一人ひとりの想いと参画を尊重し、官民の信頼と協働によって、当市の詩情あふれる風景を大切に守り、はぐくみ、誇りと愛着を持てるまちづくりの推進と次世代への継承を目的に、次のとおり取組む。 ※風景づくり業務 ①風景づくり委員会の開催 ②地域の特性を活かした風景計画の策定・運用 ・風景計画の適正な運用 ・地域別計画策定ニーズへの支援 ・風景づくりに取り組む市民活動の支援 ③良好な景観形成に向けた技術的助言 ・大規模建築物の建築等、周辺環境悪化防止を目的とした専門家（風景アドバイザー）の見識に基づく指導、助言 ※屋外広告物許可業務 ①屋外広告物許可 ・適正適切な許可更新指導 ・適正な掲出指導 ②独自条例制定
61	人・農地問題解決 加速化支援事業 【平成29年4月～平成30年3月】		★		 	力強い農業構造を実現していくためには、集落・地域での徹底的な話し合いにより、地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保していくために展望を作っておくことが必要である。 このため、本事業により地域に中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組を支援することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現する。	集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いにより、 ①今後の地域の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）はどこか ②①からみて地域の担い手は十分確保されているか ③将来の農地のあり方 ④③に向けての農地中間管理機構の活用方針 ⑤近い将来の農地の出し手の状況（誰がいつ頃、どのくらい出す意向か） ⑥地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）等を定めた人・農地プランを作成及び更新するための取組を支援する。
63	環境保全型農業 直接支援対策事業 【平成29年4月～平成30年3月】		★		 	平成27年度に事業が法制化され、取組面積は増加傾向にある。平成28年度の市内取組面積は延べ1,364haと前年から213ha増加した。 今年度も事業の周知に努め、昨年と同程度の取組面積増加を目標とする。	環境こだわり農産物の生産と併せて行なう地球温暖化防止等に効果の高い活動に対し支援を行うことで、地域の環境保全や持続的な農業生産の推進を図る。
64	世代をつなぐ農村 まるごと保全向上 対策事業 【平成29年4月～平成30年3月】		★		 	農地や農業用水等の資源を、琵琶湖にも配慮した管理により、豊かな生態系や心和む田園景観、豊かな恵みを育む農村を良好な姿で次世代に引き継ぐため、農家だけでなく様々な人たちの参加による地域ぐるみで共同作業を展開する。地域ぐるみで取組むことにより、生産基盤の維持管理や自然環境の保全等、農業・農村の持つ多面的機能を維持発展させることが出来る。これらの活動に支援を行うとともに、老朽化が進む農業用水路等の長寿命化のための補修・更新に対しても支援を行う。	①農地維持支払交付金 多面的機能を支える共同活動を支援する。 ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的保全活動 ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 ②資源向上支払交付金 地域資源（農地、水路、農道など）の質的向上を図る共同活動を支援する。 ・水路、農道、ため池の軽微な補修 ・農業排水の透視度調査、生きもの調査 ・施設の長寿命化のための活動
65	林業振興事業 【平成29年4月～平成30年3月】		★			森林の持つ憩いの空間や水源かん養機能、土砂流出防止機能、地球温暖化防止機能等の多目的機能を維持増進するため、林業振興施策の実施により、里山保全や緑化意識の高揚を図る。 森林の持つ多面的機能の維持増進のため、地域的・流域的な計画をもとに、林業振興施策や森林整備を推進するため適切な施策を実施する。	①協働の森づくり事業 沖島町、安土町…里山整備体験やきのこ栽培体験を通じ、里山保全の普及啓発 ②里山防災事業 船木町（山の手）…里山防災整備 ③里山づくり事業 白王町…里山整備 ④林道管理 長命寺林道側溝清掃
66	農地等の利用の 最適化の推進に 向けた取組 【平成29年6月～平成30年3月】		★			農業委員会法の改正に伴う新たな農業委員会体制の発足を契機として、地域における遊休農地及び耕作放棄地の把握に努めるとともに、農地等の利用の最適化の推進の一環として農業委員会においてパトロールを実施する。これらについて、農業委員会の見える化活動の取組を整理しながら継続的に実施していく。	平成28年の農業委員会等に関する法律の改正により、全農地に対する担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割に拡大することを目的に「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の義務業務として位置付けられた。このことにより、農業委員会は、許認可だけでなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消に積極的に取り組んでいくことが制度的に位置づけられたところである。そこで、農業委員に対し各地域における担当割りを実施し、農地のパトロールの充実及び指導を徹底していくにあたり、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に努めていく。